

令和5年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導



「障害福祉サービス等情報公表システム」 「災害時情報共有システム」について





「障害福祉サービス等情報公表システム」の 登録・更新について

1. はじめに

平成30年4月に**障害福祉サービス等情報公表制度**が施行され,事業者は毎年,障害福祉サービス等情報を都道府県等に 報告することが義務付けられました。

これは障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増 加する中で,サービスの利用者が,個々のニーズに応じて良質 なサービスを選択することができるように,事業者が提供する 障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより, 質の高いサービスの提供を促すためです。

2

2. 報告の方法

事業者は,独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト (WAMNET)に設置されている

『障害福祉サービス等情報公表システム』を通じて報告します。

く新規に指定を受けた事業所>

指定日から1ヶ月以内に新規登録してください。

<既に指定を受けている事業所>

毎年,7月末までに、4月1日時点の情報に更新登録してください。

※事業所情報に変更が無い場合でも、更新登録が必要です。

※新規指定の場合、市がシステムに事業所を 登録すると、WAMNETから事業所の メールアドレスあてに、ログインIDと パスワードが届きます。

【入力手順】

①障害福祉サービス等情報公表システムを開

き,「ログイン画面」をクリックします。 <u>https://www.wam.go.jp/content/wamnet/p</u> cpub/top/shofukuinfopub/

②法人のログインID,パスワードを入力し,「ログイン」をクリックします。

【障害福祉サービス等情報公表システムをご利用の都道府県等さまへ】

この連絡板において、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)などの資料を整理のうえ、掲載していますので、 是非ご活用ください。



③「事業所情報の照会・編集を行う」から、「事業所詳細情報の編集を行う」に移ります。

 ■業所情報の照会・編集を行う

 ★=ム > 事業所情報の照会・編集を行う

 ★=本 → 事業所情報の編集を行う

 ※前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

④7つのカテゴリ全てを入力した後、「承認者へ申請する」から、承認申請を行います。 必須項目以外も入力が必要ですので、入力漏れがないか確認してください。 緑色のチェックになると、全て入力されたことになります。

カテゴリ



※申請内容に誤りがあれば,差し戻しになりま すので,修正して再度承認申請をしてくださ い。

⑤市の承認後、障害福祉サービス等 情報検索にて公表されます。 <u>https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/</u> <u>COP00010 0E0000.do</u>



令和5年度函館市障害福祉サービス事業者等集団指導

「災害時情報共有システム」について

『災害時情報共有システム』とは、災害発生時に事業所の被災状況を, 事業所と国,都道府県,市町村が,情報共有するためのシステムです。 事業所のパソコンやスマートフォンを使って,事業所の被災状況を簡単に

報告することができます。

国は,速やかに全国の被災 状況を確認・把握することが でき,迅速な支援につながる ことが期待されています。



1. 事業所情報の登録

「災害時情報共有システム」は、「障害福祉サービス等情報公表システム」の 事業所データが自動的に連携されます。

ただし、一部の「災害システム固有のデータ」は追加の登録が必要になります。

(1) 新規指定の事業所

『災害時情報共有システム登録票』を市に提出してください。
(登録作業は、市が行います。)

- (2) 既存の事業所で「災害システム固有のデータ」に変更がある場合
 - (ア)変更内容が「災害時緊急連絡先(1)(2)(電話番号,メールアドレス)」 「非常用自家発電の有無」のみの場合

➡ 事業所等が直接,システム上で変更を行います。



 以下のURLで現在登録済みのメールアドレスを記載し「施設情報登録 メール」ボタンを押下する。

https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do

② 記載したメールアドレスあて, WAMNETから施設情報を更新する画面の URLメールが送信される。

③URLのページにて変更後の情報を入力し申請する。

※市の承認後、システムに反映されます。

●(ア)以外を変更する場合

➡『災害時情報共有システム登録票』を市に提出する。
(市が情報を変更します。)

2. 災害が発生したら

地域で災害の発生が予想される場合は,システムから被災状況の報告を 求めるメールが,あらかじめ登録したアドレスに届きます。



メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告 (被害のあり・なしや被災内容)を入力してください。



情報公表未報告減算【新設】

利用者への情報公表,災害発生時の迅速な情報共有,財務状況の見える化の推進を図る観点 から,障害福祉サービス等情報公表システム上,未報告となっている事業所に対する「情報公 表未報告減算」を創設

- ・100分の10に相当する単位数を減算
 (施設入所支援(施設入所支援のほか,障害者支援施設が行う各サービスを含む),
 共同生活援助,宿泊型自立訓練)
- ・100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護,重度訪問介護,同行援護,行動援護,短期入所,生活介護,自立生活援助, 自立訓練,就労移行支援,就労継続支援,就労定着支援,計画相談支援,地域移行支援, 地域定着支援,障害児相談支援,児童発達支援,放課後等デイサービス, 保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

※ 指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法 ゲール 第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認する。



WAMNETの「障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡板」に、 システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)、Q&A,被災状況報告 の仕方を実際のシステム画面を用いて説明する動画が掲載されています。 <関係連絡板URL>

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/jigyo/

災害発生時に,誰でも正確に報告できるように,あらかじめ資料

をダウンロードしておき、また、研修や訓練で動画を視聴するな

どして、災害発生に備えてください。

また,災害時情報共有システムは,「障害福祉サービス等情報公表 システム」の事業所情報が連携されますので,常に最新の事業所情報

↓ が登録されるように,情報公表システムの更新・変更の手続きを ↓ 忘れずに行ってください。



HAKODATE